

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十七条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十二條第二項中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十五条第二項第一号中「予防」を「発生」に改め、「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第二号中「予防」を「発生」に改め、同項第三号中「予防」を「発生」に改め、「研修」の下に「並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第三十条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十二条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第四項、第二十四条第三項及び第三十一条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第七条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十五条第二項第三号の規定の適用については、同号中「研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」とあるのは、「研修を定期的実施するとともに、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努める」とする。

6 施行日から起算して六月を経過する日までの間における新条例第三十条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。